

県民協働の推進に関する研究会

第1回 議事録

滋賀県 総合政策部 県民活動生活課 県民活動・協働推進室

第1回 県民協働の推進に関する研究会 議事次第

- 日 時：平成27年7月9日（木） 19:00～21:00
- 場 所：滋賀県庁北新館5-B会議室
- 議 事 等
 - 1 開会
 - 2 委員紹介
 - 3 座長選出
 - 4 議題
 - (1) 研究会の開催趣旨および検討課題について
(質疑・意見交換)
 - 5 その他
 - (1) 今後のスケジュール（案）について
(質疑・意見交換)

事務局（中村）：

本日は、お忙しい中、第1回県民協働の推進に関する研究会にお集まりいただきありがとうございます。

ただ今から、第1回県民協働の推進に関する研究会を開催させていただきます。

申し遅れましたが、私は県民活動生活課県民活動・協働推進室主幹の中村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、第1回目の研究会でございますので、座長選出までの間、議事進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、資料1をお開きいただきたいと思います。

資料1、第1条におきましては、研究会の趣旨を記載しております。滋賀県基本構想の理念であります「夢や希望に満ちた豊かさ実感・滋賀～みんなでつくろう！新しい豊かさ～」の実現に向け、対話と共感、協働のもと、県民協働による県政を一層の推進について研究・検討するため、「県民協働の推進に関する研究会」を設置するとしております。

また、第3条におきましては、研究会の委員の任期は、平成28年3月31日までとしております。

第6条に会議とありますが、第3項で、会議において配付された資料は、原則として公表いたします。第4項ですが、会議は公開するとともに、会議の議事要旨および議事録を公表することとしておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、今回、委員にご就任いただきました皆様を50音順にご紹介させていただきます。

特定非営利活動法人しがNPOセンター 代表理事の阿部圭宏委員でございます。

阿部委員：

よろしくお願いいたします。

事務局（中村）：

滋賀銀行営業統轄部地域振興室 室長の植西正寿委員でございます。

植西委員：

植西でございます。よろしくお願いいたします。

事務局（中村）：

特定非営利活動法人つどい 理事長の川村美津子委員でございます。

川村委員：

つどいの川村です。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（中村）：

公募委員の坂下靖子委員でございます。

坂下委員：

高島市民協働交流センターの坂下と申します。よろしくお願いいたします。

事務局（中村）：

公立大学法人滋賀県立大学地域共生センター専門調査研究員の秦憲志委員でございます。

秦委員：

秦です。よろしくお願いいたします。

事務局（中村）：

龍谷大学政策学部 准教授の深尾昌峰委員でございます。

深尾委員：

深尾です。よろしくお願いいたします。

事務局（中村）：

ありがとうございました。続きまして、事務局職員を紹介します。
公益財団法人淡海文化振興財団の歌代事務局長でございます。

事務局（歌代）：

歌代です。よろしくお願いいたします。

事務局（中村）：

県民活動生活課長の澤田でございます。

事務局（澤田）：

澤田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（中村）：

県民活動生活課県民活動・協働推進室長の寺本でございます。

事務局（寺本）

寺本です。どうぞよろしく申し上げます。

事務局（中村）：

あと2名出席しておりますが、後ほどご紹介させていただきます。

それでは、次第に従いまして、会議をすすめさせていただきます。

座長および座長の職務代理の選任でございます。お手許の資料1をご覧ください。

資料1、県民協働の推進に関する研究会設置要綱第4条におきまして、「研究会に座長1名を置き、座長は、委員の互選により定める。」とされております。また、第5条第2項におきまして、「座長に事故あるときは、座長が指名した委員がその職務を代行する。」と規定されております。

まず、座長ですが、選任方法も含めてどなたかご意見がありましたら、お願いいたします。

川村委員：

深尾委員に座長をお願いしてはいかがでしょうか。

深尾委員は、ご専門の分野から社会課題に直結した仕組みづくりに取り組まれておられますし、「内閣府共助社会づくり懇談会」の委員や「滋賀の地域円卓会議」の座長なども務めておられます。

深尾委員に座長をお任せするのがいいのではないかと思います。

事務局（中村）：

ありがとうございます。

ただいま川村委員から、座長候補として深尾委員をご推薦いただきましたが、ご意見がございましたらお願いいたします。

各委員：

「異議なし」の声

事務局（中村）：

ご異議がないようでございますので、深尾委員に座長をお願いしたいと存じますが、深尾委員よろしいでしょうか。

（深尾委員了解、各委員から拍手）

事務局（中村）：

それでは、座長の深尾委員よろしく願いたします。

深尾座長：

こういうのは苦手ですので、あとはざっくばらんにいきたいと思います。よろしく願いします。

それでは、今ありましたが、座長職務代理というものを要綱上、置かなければいけないということでもあります。

ここは、私の方で指名させていただくという形でよろしいでしょうか。

それでは、阿部さんの方をお願いしたいと思いますのでよろしく願いします。よろしいでしょうか。

(阿部委員了解)

深尾座長：

よろしく願いいたします。

それでは、さっそく議事に入りたいと思います。この研究会自体、我々も熱心に議論したいと思いますが、今日も傍聴の方に来ていただいていますので、適宜、傍聴の方にもご意見を言っていただこうと思っておりますので、その点も、委員の皆さん方のご了解をいただきたいと思っています。

時間の関係で十分なお意見を頂戴することができない局面もあるかもしれませんが、できるかぎり、議論を聞いていただいた感想やご意見を賜る機会をつくっていきたく考えております。

それでは、さっそく本日の議題に入りたいと思います。本日の議題は、「研究会の開催趣旨および検討課題について」ということでもあります。

事務局の方でご説明をお願いします。

事務局（寺本）：

それでは、私の方から研究会の開催趣旨および検討課題についてご説明させていただきます。

資料は、資料3ですが、資料4以降に今回の研究会に開催に当たり、いろいろと調査等を行っておりますので、資料4からご説明させていただきます。

まず、資料4でございますが、「NPO（活動）等への女性の社会参画を進めるための雇用実態調査報告書」でございます。

この調査は、資料のP1の下の方にもありますとおり、平成26年度の女性の社会参画支援のための雇用ニーズ調査として、公益財団法人淡海文化振興財団に委託して事業を行ったものです。こちらの方は、アンケート調査と聞き取り調査に分かれております。

資料のP2は、NPOの現状ということで、活動時間であるとか職員の年齢、職員の年

年齢、女性職員の人数ということで、それぞれの項目についてまとめています。

コピーした関係で見づらくなっていて申し訳ないですが、P2の上のグラフは、左側が活動あり、右側が活動なしです。

こちらの方では、NPOは育児中の女性の就労の場としての可能性を有するとしてまとめています。

以下、職員の年齢のところですが、このグラフの上が男性で、下が女性となっています。女性で見ると、30歳代から増加し、50歳代がピークとなります。男性は、60歳代に急に人数が増えているということで、NPOについては、女性の育児をしながら再就職の受け皿として一定の役割を果たしているとともに退職された後の男性にとっても社会参画の場としての役割を果たしているのではないかとまとめています。

以下、ご説明は省略させていただきまして、最後、P5のまとめのところですが、この調査は、女性の社会参画を目的としたものですが、当該調査の中で、育児中の女性にとって働きやすい平日の昼間に活動するNPO法人が多いとか、子育てがいったん落ち着くとみられる30から40歳代から女性の職員数が増加しているとかあり、多くのNPOが女性にとって働きやすい環境となっていると考察されるのではないかと。また、退職後の男性の社会参画の場、あるいは生きがいくりの場としても、NPOは貴重な活動機会を提供しているのではないかとまとめております。

続きまして、資料5の方でございます。資料は、県の職員に対する意識調査の結果です。こちらの方は、今年の5月から6月にかけて、県の総合事務支援システムを利用できるすべての職員を対象として調査をしたものです。

回答数は、1247件で、回答率は35.1%となっています。

かいつまんでご説明させていただくと、2つ目の項目ですが、あなたは担当の業務において、多様な主体との協働を意識して仕事を進めていますかという問いに対して、常に意識している、あるいは業務によって意識しているというのが併せて6割くらいある反面、あまり意識していない、ほとんど意識していないという回答が4割くらいあったということです。

P3の一番上のところで、職員に協働が意識されない理由は何だと思えますか。これは、協働をあまり意識して仕事を進めていないと回答した人の理由ですが、圧倒的に多かったのは、協働に適した事業はないと回答した人が7割だったということです。

その下ですが、本県では、県とNPO、企業、大学等の多様な主体との協働は進んでいると思えますかという問いに対して、進んでいると回答した人が35%、あまり進んでいないと回答した人が26%、わからないと回答した人が35%あったということです。

また、なぜ進んでいないかと思えますかという理由については、県庁職員の協働意識が低い、具体的な協働の方法や手順が分からないといった回答が多かったということです。

P5に自由回答欄の内容をあげていますが、上の「協働になじむ業務、なじまない業務」という中では、税務、経理、福利厚生、庶務的な業務など内部事務を中心に行っているた

め、協働するような仕事がないという回答をされた方がおられたり、法定事務・経理事務が主であり、協働にはなじまないといった回答がありました。

また、協働の相手方については、相手方が信頼できる団体かどうか見極めることが難しいといった回答がありました。

その下の時間的な制約や事務負担の増についてのところでは、協働するためには、通常業務以上に連携や調整が求められるが、通常業務の業務量が多く、人員削減、時間外勤務削減が求められている中で、協働に時間や手間をかけられないといった回答がありました。

このあたりについては、私どもとしても、非常に反省すべき点であると考えておりますが、協働に関する職員の意識啓発は非常に重要であると考えております。

次に資料6でございます。

こちらは、協働の推進に関する取組等についてということで、各都道府県に対して、調査をした結果でありまして、最初の方には、各都道府県の状況について、それぞれまとめておりまして、A3の資料のP6以降にそれぞれの県の取組について、具体的に記載しております。

説明の途中ですが、浅野委員が来られましたので、説明を中断させていただきまして、ご紹介をさせていただきます。

事務局（中村）：

それでは、浅野委員がお見えになりましたのでご紹介させていただきます。特定非営利活動法人HCCグループ 理事長の浅野智子委員でございます。

浅野委員：

浅野です。よろしく申し上げます。

事務局（寺本）：

資料の説明に入らせていただきまして、資料6のP6です。都道府県の調査のところでございますが、新しい公共の場づくりのためのモデル事業終了後の後継となる事業を実施しているかですが、こちらの方は、実施しているところが20で、実施していないところが27あるということです。

それ以外に後継となる事業をどのようなことをしているかですが、実施されているところについては、後でも触れさせていただきますが、新しい公共の場づくりのためのモデル事業は、概ね5団体以上で、補助率も10/10でやっていた事業ですが、後継となる事業をやられているところでは、そのままというよりは、補助率を下げたり、団体数を見直して、3団体以上として実施されているところが多いということでした。

P12のところ、協働推進体制のところ、この中では、行政と多様な主体との出会いの場を開催しているか、推進員制度を設けているか、幹部研修なり一般研修を実施し

ているか、あるいは多様な主体との人事交流についても聞いています。

滋賀県でも、協働推進員制度を設けていますが、それぞれやられているところとやられていないところ、中身についても、各所属に置かれているところと各部局単位におかれているところなどいろいろあります。説明の方は、事前に資料を配布させていただいたことでもありますので、申し訳ないですが省略をさせていただきます。

続きまして、資料7は、県内の市町の多様な主体との協働に関する取組調査の結果についてでございます。

こちらの方も具体的には、P2のA3の資料等でまとめておりますが、特に今回、協働提案制度という部分で言いますと、P1の2番のところですが、協働提案制度は、約半数の10市町で実施しているということでした。

それぞれ成果とか課題もあげていただいております、その点についても、この研究会の中での検討項目に加えていただければと思っております。

続きまして、NPO法人に関する県民意識調査についてのアンケート結果でございます。

こちらの方は、今年の1月に県政モニターに対しまして行ったアンケート調査でございます。内容につきましては、内閣府で行われました世論調査とほとんど同じ形でやっております、全国比較も可能なようにということでやっております。

資料8の中で言いますと、P3の上のところの「NPO法人に対する信頼」ということで、NPO法人のことが信頼できると回答した人が、全体の67.9%であったということでございます。

みづらくて申し訳ないですが、全国の下のところの参考と書いてあるところです。滋賀県では、平成17年には調査を行っていないので状況はわかりませんが、全国では、平成17年は信頼できると回答した人が30.6%であったということで、同じような状況であったとすると、滋賀県としても、全国と同じようにNPO法人に対する信頼は向上しているのかなあと考えています。

その一方で、P4の上のところですが、「NPO法人の活動への参加意識」というところで言いますと、NPO法人が行う活動に参加したいと思うと回答した人が30.7%、思わないと回答した人が33.1%、特にわからないと回答した人が36.2%ございまして、下の全国と比較しても分からないと回答した人が非常に多かったということでございます。

下の「NPO法人の活動に参加する際に重視する点」としましては、「目的や活動内容が共感できる」と回答した人が87.9%あったということでございます。

P7の上の方でございますが、「NPO法人に対する寄附意識」の部分で言いますと、NPO法人が行う活動に対して寄附をしたいと思うと回答した人が17.9%、思わないと回答した人が39.5%、わからないと回答した人も、これも先ほどの参加意識と同じように、42.6%あったということでございます。

いろいろな要素があると思っておりますが、信頼性は向上していても、実際には、参加とか寄附に繋がっていないというのは、NPO法人の活動内容が十分、県民の方に伝わって

いないのではないかと分析をしています。

P 9の上のところですが、「行政に対する要望」で言いますと、NPO法人の活動が一層活発になるために、国や地方公共団体はどのような施策に重点を置くべきだと思うかについては、「NPO法人に関する情報提供の充実」と回答した人が65.5%、以下「悪質なNPO法人の排除」、「NPO法人の担い手となる人材の育成」の順となっているということです。

参考として付けさせていただいた資料の説明は以上でございまして、本題に入らせていただきます。

資料3の方で、今回の研究会の開催の趣旨および検討課題についてご説明させていただきます。

まず、開催の趣旨でございまして、社会情勢の変化ということで、人口減少社会の到来ということで挙げております。

滋賀県の将来人口推計のところですが、こちらのグラフは少し見づらくて申し訳ないですが、下の方が全国で、上の方が滋賀県でございます。全国の将来人口推計では、滋賀県よりも少し早めに人口減少の状況が来ておりますが、滋賀県でも、昨年10月から、推計人口は48年ぶりにマイナスとなっております。滋賀県でもいよいよ人口減少局面に入ったと推測されます。

今後25年間で10万人以上の減少が推計されております。

下の方が、こちらも見づらくて申し訳ないですが、下から3段目ぐらいがゼロで、それより下が減少してきている、それより上が増加しているというところがございます。

ちょうど20～24歳の年代層は、近年、減少が続いているということがございます。

この要因としましては、大学、短大等を卒業後に県外に就職する者が多いということが背景にあると分析しているところがございます。

次にP 2ですが、県内市町の将来人口推計でございます。

こちらも見づらくて申し訳ないですが、2040年では、湖南地域の3市、草津、守山、栗東は増加ですが、それ以外の市町では、減少すると見込んでおります。

ただ、こちらは人口の減少というところだけを捉えておりますが、実際、高齢化という部分で言いますと、湖南地域の3市についても、急速に高齢化が進展してくるということが考えられるわけがございます。

下の部分でございますが、人口メッシュによる人口減少の状況ということで、こちらの図も大変見づらくて申し訳ないですが、市町の中でも人口減少の度合いに地域差がございまして、特に中山間地域の人口減少が著しくなるということがございます。

P 3は滋賀県の行財政改革ということで挙げております。

滋賀県でも、財政面で非常に苦しいという状況もございまして、人件費の削減等に取り組んでおります。定員削減で言いますと、行革等で1,000人以上を削減しているという状

況でございます。

公共施設等の現状および課題のところですが、特に今後出てくる課題の中でより重要な部分と考えておりますが、多くの県有の建築物で更新時期を迎えるということになっております。そこで、早急かつ計画的な対策を講じる必要がありますが、下のグラフの点線の部分が平成26年度に建築物全体に係る予算規模、約87億円でございますが、将来の立替え等に要する経費は、これをずっと超えております。

今後、ますます財政的にも苦しい状況が続くと考えております。

P4には、それ以外に人口の変化による影響ということで、こちらは、現在、県で策定しております（仮称）人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略の骨子（案）より抜粋をしておりますが、さまざまな影響が出てくると考えております。

このような人口減少社会におきましては、地域における課題は複雑・多様化しております。行政が一律の公共サービスを提供するだけでは、地域課題の解決にはつながっていない。その一方で、NPO等の行う社会貢献活動が、真にさまざまな地域課題の解決につながるのか、地域によって課題は異なっているので、単にNPOがやりたい活動だけではなくて、それが本当に地域の課題解決につながっているということになりますと、例えば地縁組織との協働・連携が重要となってくるのではないかと。

また、NPOが企業等と協働・連携することで、より地域課題や行政ニーズにきめ細かく対応することが可能になりますし、今後は、新たなビジネス展開ということにも期待できると思います。

そういった面では、多様な主体とは言っておりますが、どちらかというといNPO等と行政の1対1の協働というよりは、今後は、多様な主体との協働をより一層進めていく必要があるのではないかと考えておまして、それが、今回の研究会で議論を進めていきたい多様な主体との協働という部分でございます。

P5が多様な主体による協働の効果でございます。

こちらは、いろいろなところに載っているようなもので、特に目新しいものはありませんが、この中には、先ほどの雇用実態調査にもありますとおり、NPOが女性にとって働きやすい環境となっているとか、退職後の男性の社会参画の場につながっている、あるいは生きがいつくりの場として貴重な活動機会を提供していることになるのであれば、協働を進めることによって、NPO活動が活性化し、全員参加型社会の実現に大変有効ではないかと考えております。

このように多様な主体との協働を進めることによって、私どもとしては、滋賀県基本構想の「夢や希望に満ちた豊かさ実感・滋賀～みんなで作ろう！新しい豊かさ～」の実現といった理念に繋がっていくのではないかと考えております。

P6は、滋賀県におけるこれまでの取組ということで記載しております。

協働型県政を進めるための人材育成ということで、協働推進セミナー、協働推進員の養成講座、職員向けのしが協働通信の発行や協働推進員の設置ということでやっております。

また、主に職員向けですが、事例集やマニュアルの作成もやっております。

民間との協働に関する提案募集については、平成 21 年度から県がテーマを設定した応募型と提案していただく方に自由に提案していただく創造型の 2 種類で実施をしております。こちらにつきましては、平成 21 年度は、そこそこあったわけですが、22 年度は大分減ってきました、23、24 年度は、新しい公共支援事業を実施していたこともあって、募集等があまりできていなかった分もあり、なかなかこの部分は、あまり動いていないのかなあと感じを持っております。

現行では、滋賀県と民間との協働に関する提案募集、こちらは、県がテーマを設定して民間から意見・アイデアの提案を募集するものですが、実績について、平成 26 年度は 1 件ということになっております。

2 つ目が滋賀県と民間との協働に関する相談窓口で、民間から提案や相談を受け付けるものでございますが、こちらにつきましては、件数としては、いろいろ啓発等もしたことあって増えてきておりますが、事業に結びついているかという点、そうっていない部分もあると考えております。

その下が、滋賀県と民間との協働に関する情報コーナーということで、県の事業実施にあたり、県民の皆さんの参加・協力を求めるもので、そういったこともやっているということでございます。

後の方でも触れさせていただこうと思いますが、民間との協働に関する提案について、大きな中では予算の問題もありますし、県が設定したテーマと NPO 等が取り組みたい内容がマッチングしていないこともあり、難しい部分があるのかなと思っております。

県の取組の中では、滋賀の地域円卓会議ということで、マルチステークホルダーの方が課題解決に向けた意見交換をしていただく場ということで、25 年度、26 年度、また共助社会づくりフォーラムということで、今年 2 月にも開催させていただいたということです。

P 7 以降は、新しい公共支援事業の部分で、県事業、市町事業それぞれ実施しております、その成果と課題を P 9 にまとめております。

県としての評価という形で挙げさせていただく方が良かったかもしれませんが、内閣府の方で、それぞれの都道府県に調査され、それをまとめたものがあり、基本的には、同じかなあと感じており、今回の資料については、内閣府がまとめたものを挙げさせていただいております。

新しい公共支援事業の成果としましては、これまで関わりのなかった団体や市民を新たに巻き込んで、NPO と行政等との協働が進み、行政職員の意識改革や NPO と行政等との相互理解が深まったとした都道府県が多くみられたとか、行政単独では関与が難しい地域課題に対して、NPO が主体的にコーディネートを担うことで、利害調整が上手く図られた事例もあった。あるいは、新たな分野への取組が可能となったということで、評価という部分では一定あったかなあと考えています。

ただ、課題の部分につきましては、短期間で取り組んでいただいたという部分もあり、

事前に役割が十分明確になっていないこともあったということで、事前に役割を明確にし、能動的に参画していくことが求められるのではないかという意見がありました。

また、取組の継続・発展を可能にする環境づくりが今後の課題ではないか。この事業は2年間の期間限定の事業で、基本的には、その後は、その取り組みを続けていただくということにはなっていますが、なかなかその活動を継続するのが難しいといったものもあるようで、継続性という部分では、課題があったのかなあと感じています。

あと、補助率が100%ということでしたので、その辺りが自立性・継続性を高めていく観点では、なんらかの工夫が必要ではないかとしてまとめられています。

下の方は、びわ湖フォーラムということで、これは、県・行政というよりは、民間の方でそれぞれ取り組んでいただいた実施報告ですが、その中では、NPOは自発的に物事を始めるので、行政と協働する場合、担当する部署がなかったりする。そういう意味で、迅速で柔軟な判断と、責任を自分たちで負うという姿勢が重要だと認識された。また、異なる立場の複数の主体が同じ目標を共有して取り組むには十分な議論を重ねることが大切だとわかったということでまとめられています。

新しい公共支援事業については、一定の成果はあったと考えておりますが、今後、続けていく上では、何らかの工夫が必要ではないかと考えております。

P10でございます。検討課題（素案）とありますとおり、これはあくまでも事務局が考えているものでございまして、この研究会の中でさらに充実していただければと思っておりますが、今回は、あくまでもたたき台という意味もあって、6つ挙げさせていただいております。

この研究会でございまして、そもそも多様な主体との協働の促進およびその定着のための環境整備を整備ということを考えておりますので、県民協働による県政を一層推進するために県が取り組む事項について検討をしたいと考えております。

まず、検討課題1でございますが、協働にふさわしい事業の検討や既存事業の見直しにおける協働ということでございます。

協働は、事業を行う手法のひとつでございますので、当然、協働そのものを目的として導入するものではありませんが、先ほどご説明させていただきました職員向けの意識調査によりますと、「自分の業務に協働はあまり関係ない」、「協働に適した事業がない」という回答があるように、なかなか県全体の事業を協働で進めていこうとするとそういった意見もあると思いますので、「協働にふさわしい事業」、あるいは「既存事業の見直しにより協働を推進していく必要があると思われるような事業」、例えば、他の都道府県では、これまで取り組んだことがない先駆的な事業、県民との対話により進めていくことが必要な事業とかいう形で整理されているところがありますが、そのようにある程度、基準を示した方が、あるいは協働を進めるにあたっての手順を示した方が協働が進むのではないかと考えてございまして、それを一つ目の検討課題として挙げております。

検討課題2としては、事業に最も適した協働相手の選定を挙げております。

これも、先ほどの意識調査によりますと、なかなか協働相手を選定するのが難しいといった意見がございます。県・行政がやることなので、どこの団体であってもというわけにはいかないこともあり、例えば、情報公開がしっかりしているところとか、協働の相手方を選定するにあたっての必要な情報なり手順、どういう形で選定していくのかについても重要な要素ではないかと考えておりまして、それを検討課題の2として挙げております。

検討課題3としては、協働推進体制の整備ということでございます。

なかなか協働というのは難しい部分がございます、協働担当部署あるいは協働に関心のある職員では、協働に関する意識も高いと思っておりますが、先ほどの職員意識調査のように、協働を進めるには、時間や手間がかかるといった回答をされる職員がおられまして、なぜ協働を進める必要があるのかということ十分に職員に浸透させていかなければいけないと思っております。

そのような中では、やはり県の職員の意識改革であるとか協働を推進するための推進体制、それも中でやっているだけではわからない部分もあると思っておりますので、人事交流も含めて検討していきたいと考えておりまして、それを検討課題の3として挙げております。

検討課題4でございますが、多様な主体間の交流、意見交換の場の設定、相互評価の仕組みづくりということでございます。

協働というのは、やはり「協働ありき」で始まるものではなく、意見交換なりいろいろ交流することによって、協働が進んでいくものがあると思っております。

先ほどの提案制度もそうですが、なかなか行政とNPO等がマッチングしていない部分もあると思っております、意見交換できる場、これを例えばプラットフォームという形で設定して、政策形成過程への参画機会を拡大する必要があるのではないかと考えております。その場合には、やはり指標や相互評価の仕組みづくりが重要であると思っております、そのような多様な主体間の交流、意見交換の場の設定、相互評価の仕組みづくりについて検討してはどうかと考えておりまして、それを検討課題の4として挙げております。

検討課題5は、モデル的な協働事業の実践でございます。

先ほどご説明させていただきました提案公募型事業について、モデル的な協働事業の実践に取り組むことは重要でございますが、これまで県が進めてきた提案公募型事業は、必ずしもうまく機能しているとは言えないとも考えております。

ただ、全国的に見たときに、やはり難しい部分もあって、県が取り組んだ方が良いのか、市町が取り組んだ方が良いのかという部分で、全国的には、提案公募型事業をやめている県も結構出てきています。

そういった部分を今後どうしていくのかは、一つの課題であると考えております。

この提案公募型事業をどうしていくのかについては、財源の確保策を含めて、この研究会の中で検討していただければ思っております。

繰り返しになりますが、協働事業の中には、県よりも市町の方が取り組む方が効果的であると思われる事業については、他の都道府県では、例えば補助制度を設けられていると

ころもありますが、そういった取り組みに対する県の役割についても、この研究会の中で検討していただければと思っております、それを検討課題の5として挙げております。

検討課題6は、多様な主体による協働が持続する環境の整備でございます。

多様な主体による協働を持続させるためには、財源をどのように確保していくかは重要な部分でございます。

冒頭ご説明させていただきましたとおり、行政からの財源もなかなか厳しい状況もございますので、それを補助金という形ですっと進めるというのは、現実問題として難しいと考えております。

それで新たな資金調達手段が必要ではないかと考えており、国の方では、ソーシャルビジネスによるサービスの提供という形で挙げておられますが、それと併せてクラウドファンディング、最近、地方創生の関係で行政が関与した形でのふるさと投資などのクラウドファンディングやソーシャルインパクトボンド、これは、最近、横須賀市が日本財団とモデル的に提携を結ばれたということで、まだまだ課題は多いと思っておりますが、ソーシャルインパクトボンドを含めた社会的投資の活用についても検討をしていただければと思っております。

また、先ほどのNPO法人に関する県民意識調査の中でも、NPO法人に関する情報提供の充実等を県としては図っていく。基本はHP等で県が情報発信していくことになると思いますが、どういう形で情報発信していくのが良いのかについても、この研究会の中でご意見をいただければと思っております。

さらには、ご存知の方もおられると思いますが、中小企業信用保険法が改正され、中小規模のNPO法人へ融資する場合、中小企業信用保険の付保対象とされる予定となっております。

ただ、こちらについては、NPO法人についても、会計基準が十分に普及していない場合は、その辺りを普及していく必要があると思っておりますし、私どもの商工観光労働部のサイドでは、NPO法人との関わりが今までなかったもので、それぞれが会計基準について認識をしていない。融資機関についても同様の問題があると思っております。

それが十分に伝わっていないと、予定通りの融資が受けられないNPO法人が出てくる可能性もあるため、NPO法人に対して必要な経営支援、その中には、金融機関や行政等と一緒にやってやる必要があると思っておりますが、そのような経営支援等についても、この研究会の中でご意見等をいただければと思っております。

この研究会での検討結果を踏まえて、県では、今年度中に協働推進ガイドラインという形で指針を策定したいと考えております。

この研究会の内容をすべてガイドラインに記載させていただくかは、研究会での検討内容にもよりますが、そういったガイドラインにも反映させたいと考えております。

長くなりましたが、事務局からの説明は以上です。

深尾座長：

はい、ありがとうございました。まあ、非常に網羅的で、聞けば聞くほど大変な、研究会としての議論の道筋として、当面は提示していただいた検討課題6個について、議論していこうと。今日はもっとこういう議論もあるのでは、こういう視点で議論しないといけない、この検討課題は甘い、こういう視点も入れないと入れない、論点だしを後でしたいと思います。その上で、スケジュール的な、見通しをつけるために、先にスケジュールを説明していただいて、何回こういう場が持てて、我々は何回の議論で収束しないといけないのか、最初に確認しておきたいと思いますので、説明をお願いします。

事務局（中村）：

研究会の今後のスケジュールについて説明させていただきます。資料9をお願いします。

本日、第1回の研究会を開催させていただきました。第2回を8月4日、第3回を8月31日、第4回を研究会としてのまとめとして、検討結果としてまとめたいと思います。9月29日を予定しております。研究会4回と5回の間で検討結果を一定まとめた後、知事との意見交換会を開催したいと思います。また、11月22日には、内閣府との共催として、仮称ではありますが、協働フォーラムの開催を考えておりまして、研究会の検討結果について紹介したいと思います。

研究会での検討結果をふまえて、ガイドラインの策定を予定しております。12月から1月にかけてましては、県民政策コメント、パブコメも行います。第5回の研究会ではその結果について報告する予定をしておりまして、2月ごろを予定しているところです。よろしくをお願いします。

深尾座長：

2・3・4というところできくと、9月末ごろまでにある程度、議論を形づくらないといけない、殺人的なむりではといったところもありますが、一定、知事との意見交換のところ、知事のトップの認識も大事なところもありますので、この研究会での議論を落とし込むと言ったら失礼ですが、知事にご理解いただくためにも、そこまでの議論が大事であると、パブコメをさせていただいて、いろんな意見いただいた後で2月にまとめるといったことになると思います。

進め方ですが、今日は最初ですので、資料とか、論点とかいろいろな意見をだしてもらって、何を議論しなければならないのか、ある程度認識を深めたいと思います。進め方として、非常に網羅的でありまして、時間も限られていますし、私の方から事務局にお願いしたのは、次回以降委員のみなさまにプレゼンテーションをお願いしたいと思っています。項目ごとに議論していると、全体的に筋を通したご意見をなかなかいただきづらいので、2回に分けて、少しプレゼンテーションをお願いして、こういった今日の論点に対して、言いたいことを言ってもらったらいいなと思っています。そのエッセンスをいろいろな形

でいかしていくということで、少し普通の進め方とはイレギュラーですが、そういう場を持ちながら、メリハリをつけて、できるだけ多様な意見を引き出したいという思いがありますので、非常に短い時間の中でご意見をまとめていただくこととなりますが、ご協力をお願いしたいと思います。

次回はお願いしてあるのですか。

事務局（寺本）：

はい、一応、メールではお願いしています。

深尾座長：

阿部さんと、秦さんと、川村さんと。聞いていただいていますでしょうか。その次は残りの委員のみなさん方をお願いしたいと思います。批判的なことも含め、なんでも結構ですので、まとめて少しお話をいただきたいという趣旨ですので、気楽に言っていただいて、ある程度記録に残していきたいと思っています。

前置きが長くなりましたが、いまご説明いただいた全体の資料について、特に、検討課題が六つあるという部分に関してのご意見とか、こういうポイントで、もう少し深めたいとか、もっと言えば、検討課題7があってもいいんじゃないかというようなことも含めて、ご自由にご意見をいただければと思っています。どなたからでも結構です、いかがでしょうか。

阿部委員：

職員の調査意識が非常に高くないというのが今回明らかになったんですけど、実は、県は一貫して協働ということを言ってきたはずなんです。前の前の知事の時代から、ずっと協働ということをしていて。

そのときに協働モデル研究会とか、この中には参加された方もいらっしゃいますけど、一生懸命やって報告書を上げた。あのころは結構、いわゆる研修であるとか、いろいろやっていた時期でもあるし。ただ、協働推進部局とNPO担当部局が分かれたときから、ほとんど止まってしまった。僕は外から見ていて、止まってしまったような感じがしています。

一つは、滋賀県の財政状況が非常に悪くなって、職員の中に、ほとんど協働に対してお金が付かないというイメージが出たのか、そこはよく分かりませんが、だから、いまそういう意識にあるところを、かつての状況ぐらいまで戻すというのは、かなり、しんどいのと違うかなと。

われわれも、いまいろいろやっていると、ほとんどのNPOの方もそうだと思うんですけど、県と一緒にやるというよりも市町村と一緒にやっている方が、いろいろな地域課題の解決という意味では非常に分かりやすくなって、いま県の立ち位置が微妙というか、分

かりづらと思うんです。

僕の関心事として、今日の検討課題に出ている中でいくと、県と市町村との関係をどうしていくのかというのは、協働においても少し考えておく必要があるのかなと。できれば県の情報を集めてほしいんですけど。

ここで書いている市町村のモデル事業について県がどうサポートしていくか。そんなことがいま、この時代にあり得るのかどうか。そういったものが本当にあるのかどうかも含めて、ちょっと他県の状況を調べておいていただければというのが一つ。

もう一つは、協働モデル研究会をやっていて思ったのは、提案事業もそうなんですけど、つまみ食いをされると。要は、県としてやりたいことはやるけれども、同じ書かれているものでも、やりたくないことはやらない、汗をかきたくないところはかかないというのが基本にあって。それは深尾さんも、よく分かっていると思いますが。

だから、そうならない、ガイドラインをつくるのであれば、みんな覚悟を決めて、抜けれないよというところで思っていたかないと、せっかくガイドラインができて、また、その辺に飾ってあるだけという話になりかねないと思うんです。

今回は、研究会の話がある前に、行革の大綱なんかを見ていても、いかにも協働をやっていますみたいなことが書いてあるんです。だから、かなり職員の、そういう意味では、協働に対する理解が進まないということと同時に、これをもって協働だと言い切るところの未熟さみたいなところを少し感じているので、その辺も踏まえて、今回は議論ができるといいかなと思います。

深尾座長：

ありがとうございます。いまおっしゃったことの延長線上にある、協働とは何ぞやという話だと思うんです。

例えば職員の方の意識で、うちには協働になじむ事業がないみたいな言い方自体が問題で、イベントをやったり、そういう分かりやすいことをやるのが協働で、自分のところには、そういう素材はないということ自体が、たぶん違って、そういう意味では協働というものを、どういう位置付けにするのか。

いままでの協働と、これからの協働は明らかに違うはずなんです。そういう意味でいくと、これをもって協働だというようなモデルとか、分かりやすいものとか、意識のところでも、協働する手間が増えて残業代が大変だみたいなことではない、そういうものを、どう超えていくか。

行革とか行政の立ち位置の在り方というようなことを見直したり、再編成していくことにつながるモデル性みたいなものとか、打ち出し方みたいなことを、少しわれわれとしても下敷きを持っておかないと、協働にかいしゅうされた議論をしても、しょうがないですね。何か、しんどいよねという議論をしていますが、しょうがないので、いまの阿部さんの意見から、そういうふうに私自身も感じました。

ほかに、皆さん方、ご自由にどうぞ。

坂下委員：

モデル的な協働事業の実践のところで、「これまで県が進めてきた提案公募型事業は、必ずしもうまく機能しているとは言えない」と書いておられるんですけど、それは、どういったところから、そう感じてこられたのかなというのを。

これだけモデル事業を書いておられる中で、それぞれ、どういった協働のかたちを目指していった、それが達成できなかったという状態が、どれぐらいあったのか、どういうところで、それが達成できなかったと感じてこられたのかなというのをお聞きできればと思います。

事務局（寺本）：

モデル事業というのは、7ページ、8ページの新しい公共事業、確かに、おっしゃいました事業の評価ですが、その当時はできていたと思うんですけど、なかなか整理ができていくかという、できていない部分があると思っています。

そもそも、この新しい公共モデル事業を始める前から、県では協働を当然やっておりましたし、提案公募型の事業というのもやっていたんですけど、なぜ、うまくいっていないと感じるかという、先ほどもお話がありましたけど、結局、県がやりたい、やってほしいというか、県が挙げるテーマと実際にNPOでやりたいという事業がマッチングしていないから、県がテーマを挙げても実際、応募がないという状況があったと聞いております。

逆にNPO等から挙げてこられても、県は、それ以外の方法でやるとか、予算がもともとないからというのもあるんですけど、積極的に動いていないという状況を感じておまして、そういうことで、ここでは、必ずしも機能していないのではないかというふうに記載させていただいたということです。

秦委員：

関連して、私も滋賀県の協働提案制度や、新たな公共の場づくりに関わらせていただいたり、高島市の協働提案事業にも、関わらせていただいているんですけど、県と市町村の事業、双方とも、確かに公募型と創造型というタイプがあります。

公募型というのは、どちらかという行政が課題を示して、それに対して応募してくださいと。創造型というのは、自由に提案を出してくださいということなので、創造型の方は、わりとNPO主体といいますか、やってくださいというかたちになっていますし、応募型は、いまおっしゃったように行政が行政課題を出してやっている。

その中で、事前にいろいろ調整したり、時間をかけながらかなりうまく事業をやっている事例もあります。

高島に関わっていて市町村の方は、まだやりやすいと思います。行政は課題を示して、

例えば、ごみの処理量を少なくすることに対して一緒にやってくださいというかたちで市民と一緒にやるとか、そういう分かりやすい行政課題に対しては、非常に成果も上がっています。

このような行政課題に対して応募してもらうのか、創造的にやってもらって、それを行政と一緒にやっていくのかという、やり方も非常に議論があるんですけど、提案事業の応募数が少し減ってきたりして、また行政課題を出して行って、やらないといけないとか、高島でも、そういう議論をしています。

滋賀県では、その後、新たな公共が始まって、NPOのいろんな活動を支援して、それが、いまでも結構続いていると思うんです。やっている事業とかも。だから、協働でやってきた成果というのは、かなりあるんじゃないかなと思っています。そういうことを、きちんと検証することは大事じゃないかなとは思っているのと。

ざくっとした言い方ですけど、今回の資料を見せていただき、これまでやってきた4、5年前の状況と、いまの状況というのは全然違うんだということが非常に分かりまして、この人口減少の局面に対して、いろんな課題がある。

それは、だから行政だけでは、どうしてもできないところにあるということで、そういうことをやっていく上で、いろんな方と協働でやらないといけないという状況にはあるんだという認識をしています。これまでやってきたことと、それから今後の方向というのをきちんと見据えて、幾つかの方針を出していくことになるのかなと。漠とした言い方ですけど。

深尾座長：

ありがとうございます。坂下さんも、そういう意味では協働事業のモデル、こういう政策的な成果評価も必要だということだし、いまおっしゃっていただいたのも、そういう意味では成果をどう測るか。

そのときに、協働事業というものを、どういうふうにくくるか。いろいろな自治体で協働事業ですというのが、ただ単に補助金を出しているやつが、ざっと挙がってきて、これだけ一緒にやっていますと言うけど、金を出しているだけだったりするわけです。

金を出すのも大事だけど、本当に、それを協働事業の成果として挙げていいかというのは、もう一歩前に進まないで、ただ単にNPOにお金を出している事業を協働事業と言っているのと同じことになってしまう。

そういう部分では、この検討課題4の評価とか成果を、どう測るかみたいところは少し議論があるかもしれませんし、いまみたいな新しい公共の事業とか、いままでお金を出してきたものが、どういうふうに芽吹いていて、それを協働文脈で言ったときに、どういうふうな成果があったり、地域の課題解決に、どういうふうに位置付いているのかということは、評価手法の検討も含めて、どこまでやれるかは分かりませんが、課題問題意識とか、課題提起はする必要はあるかもしれません。

阿部委員：

提案制度をやっていたときに、モデル的に評価はやられているんです。資料が残っているかどうかは知らないけど、担当部局と、やったNPOのそれぞれで自己評価をしたような気がします。

坂下委員：

さっき質問させていただいたのは、これまでに取り組まれている事業の中で、うまくいかなかったと思われる部分と、それから、うまくいった事業というものもあると思うんです。それが何でうまくいったのか、何でうまくいかなかったのかというのを、どういうふうに測っておられるのかなと。

そういうのが次のヒントになるのではという気がしたので、なぜうまくいかなかったと思われたのかなというのを聞きたいと思いました。

深尾座長：

失敗したという、行政的に、これは最悪な状態だったというのは何があったのかと。

坂下委員：

そして、うまくいったのは何でうまくいったのかという、そこが、ちゃんと評価されていると次のヒントになるのかなという気がしたんです。

事務局（寺本）：

モデル事業そのものがうまくいってなかったと思っているわけではなくて、うまくいって続いている事業はあるんですけど、総体的に言うと、県が取り組む内容としては、このモデル事業以外の部分も含めていくと、なかなかうまくいっていないかなという話です。

坂下委員 これまで取り組まれてきた事業を、どういうふうに評価してこられて、そこから、何が失敗した点なのか、何がうまくいった点なのかというのを、どういうふうに整理してこられたのかなと。

阿部委員：

評価していないと思います。一般的に。だから、評価していたら、さっき座長が言うような、こんなのは協働事業じゃないだろうというものまでが協働事業の一覧に挙がって行くことはないじゃないですか。

いまホームページに一覧が挙がっているのを見ると、いかにもやっていますという感じで挙がっているんですけど、たとえ自己評価でも評価がされていたら分かるんですけど、評価の基準もないし。その辺は、ひとつ。

坂下委員：

大事な点ですよね、評価するということ。

深尾座長：

分かりました。ほかは、いかがでしょうか。

浅野委員：

そもそも新しい公共と言われる、NPOが担い手として期待されている部分というのは結局、いままで公共がやっていた中でも食えない領域なわけですね。民間でできるところは、もう民間資本がやっているわけです。

そこに参入するときに、先ほどから出ていますけど、事業評価として自立をなささいというふうに、いま、ものすごくお尻をたたかれているわけなんです。例えば、申請書なり何なりを書くときに、5年スパンぐらいで黒字になるような数字を上げていかなければいけない。

でも、それは、もともと公共がやっていたり、あるいは民間にできないことをNPOがするときに、その事業だけで黒になるわけがないじゃないですか。ほとんど難しい領域なんです。

その部分で、いまここで言われているように自立だ、自立だというふうに言われて、あなたたちは自立しなきゃいけないんですよと言うのは、やめなさいと言っているのと、あまり変わらないんじゃないかという気がするんです。

そういう意味で言うと評価項目として、欧州型ではないですけども、経済的に自立するのも大事なんですが、ステークホルダーが、どれぐらい増えたとか、もっと別な観点から評価はすべきだと。

ただ、それだけに流れてしまうと本当に補助金頼みになってしまうので、そのバランスをどう取るかは大事なんだと思うんですが、あまり経済的な面からの自立だけを言われると、こちらも、やっぱりしんどい部分があつて。

組織体として本当に食えない部分。例えば、貧困家庭に育っているような子どもを、どうサポートしていくのかという、どうやっても食べられない部分をやっているNPOに対して、どうやって食べられる領域を行政としてサポートしていくのかという、ちゃんとした両輪がないと、これは本当に、じゃあ、新しい公共って何なのという話になってしまうので、そのところを、できれば、この研究会の中でやっていければというふうには思っています。

深尾座長：

かなり大事な指摘だと思います。いま特に、ソーシャルビジネスということが横に走り始めたころから、いま浅野さんがおっしゃったような、自立をするのが美しく正しい姿な

んだというのが突きつけられるようになってきたんですね。

そういうことができる領域は、それでいいんですけど、もう少し違う領域も実はあるというのは、実態的にはそうなので、そういうものも全部、十把ひとからげに5年とか3年でテークオフしなさいと、しないのは、あなたたちの力量がないからだという突きつけられ方があるんですね。

これは、いろいろな領域とケースがあるので、そこを整理する必要があると思うんです。そういう、みんなで支え続けなければいけないようなものを、どう支え続けるか。NPOがやり始めたことを、行政の仕事として引き取るような協働もあっていいと思うんです。

NPOだけがやっても、なかなか広がらなかったり、対象を広げられないわけですから、あなたたちがやってきたことは、こういう意味だったのねということが分かったり、こういう対象の人がいると分かったら、それを行政が引き取って広げていく、制度化していく協働もあるでしょうし。

いまのお話を聞いていて、僕の個人的な関心からすると、そういったものを課題6みたいなところで、どういうふうにお金周りを整備していくか。それは社会的な収益率みたいなものも含めて、いろいろな指標の中で判断をしていく。

そういう中で、税金の問題をどう考えるか、住民税の問題をどう考えるかということも含めて、そういう議論になっていくと思うんです。いまご指摘いただいたようなことは、評価の問題とともに、フレームの問題とともに、やっぱりお金の問題として真正面から議論するということは、ぜひやりたいと思います。

それは、滋賀県として全て引き取れるかどうかは別としても、この研究会としては、きちんとお話をしておきたいと思いますし、ここに書いてあるクラウドファンディングなど、社会的投資の部分は、いま政策的にもコミットメントしていますが、かなり面白い動きになってくるので、そういうものと。

ただ、かなり東京的議論なんです。それを、いかにローカルに根差したかたちで仕組みをつくれるかということは地域の力なので、そこら辺は、ぜひまた皆さん方とも議論したい。いまのは、まさしく大事な視点なので。

一方でNPO側の甘えもあるので、補助金をもらえるからやるけど、もらえなかったらやらないみたいなことも当然起こっていて、それで、ある意味で納税者や社会が納得するようなフレームになっていくのかということもあるので、そこは両輪で議論したいと思っています。

ありがとうございました。ほかは、いかがですか。

川村委員：

県の職員さんの意識が、人件費の削減とか時間、残業手当が出ないとかいうことで、NPOなりが、そういう活動をすることで、そこが楽になっていくような部分を時勢の中で見てもらわないといけないだろうなというのを、行政さんに私らが訴えていくのも大事か

などというところと。

いま、うちでNPOを立ち上げて5年目で、初めに何でNPOをつくろうと思ったのかというところと、いま本当に数字に追われて、独立採算で黒にしなければならないというところで引っ張り回して、事業を大きくすることが目的だったのか、地域課題に向き合うことだったのかと、そこが自分の中で、もんもんとしていることがあるので、一緒に研究会の中で勉強させていただきたいなという思いがあります。

深尾座長：

川村さんの活動を見ていて、市役所の職員の人たちとの関係性を見てみると確実に、残業が増えたとか余計な手間が増えたというよりは助かったという感じですよ。

川村委員：

そう思っていてくれるといいなと思っているんですけど、いちいちうるさいとは思われているんだろうと思うんです。

深尾座長：

そこら辺の、何か見えるとか、意味が分かるとかいうようなことは、コミュニケーションも含めて非常に大事なこともかもしれません。現場に近いと、そういうことが。

一通り、ご発言をいただきたいと思います。植西さん。

植西委員：

私は、こういう場は初めてでございまして、不慣れです。

この4ページの絵でいきますと、滋賀銀行が多様な主体による協働ということを、地域振興室が申し上げるときは、この右側の絵になります。いままで皆さんがおっしゃっているのは、この左側の絵をおっしゃっているふうに感じています。

これは、私が感じているところですが、特に行政の方が、われわれのような民間人と協働して何かやりましょうというとき、民間企業だから、もうけることばかりを考えているみたいなことを、たぶん心のどこかに持っていらっしゃる。

あるいは、われわれは公共の人間だから、民間の人には、ここまでは言うてはいけないとか、たぶんバリアみたいなものをお持ちだと思います。そのバリアが、人によって高い低いがあって明確になっていない。従って、うまく協働できないというような感じを受ける場面が時々あります。

滋賀県は、ご存じのとおり、たった140万ぐらいしか人口がありませんので、滋賀県全体が他府県に遅れを取らないためには、官民が連携してやらないと駄目だと思います。

その官民が連携してやるというときの、いま申し上げたように、行政さんの側で民間と接するときのバリアの高い低い、あるいはルールづくりなのかどうか分かりませんが、そ

こを整理していただくと、たぶん、もう少し円滑に進むんじゃないかなというふうを感じる場面がたくさんあります。

深尾座長：

ありがとうございます。非常に重要な指摘だと思います。協働と取り出してしまうと手法論になってしまうけれど、いまのお話もそうですが、地域経営として見たときに、みんなが経営していかざるを得ないわけですね。

国スケールでいくと半分ぐらいは借金で回しているわけですから、成り立っていないわけですから、みんなが経営して豊かな社会とか、安心してハッピーな地域社会をつくっていくという文脈においては、やっぱり、みんながつくっていかざるを得ないという地域経営の姿として、その手法の一つとして協働を位置付ける。

そういうことでいくと、企業はもうける主体でしょうかという話じゃなくて、私たちは公共ですからという立ち位置、これはNPOも少しあるかもしれませんが、いいことをしているんだからという部分もあるかもしれませんが、そういうものを一回脱ぎ捨てられるような場のつくり方や、それぞれの資源を持ち寄れるような在り方。いままでの1対1の協働や、NPOが狭い意味で言ってきた協働みたいなものを、かなぐり捨てて。

特に感じるのは、地域の中小企業の経営者の方と話していると、かなり地域のことに対してエネルギーを割いて、いろんなことを書いたり行動されているわけで、そういう力が、あまりうまく結びついていない部分もあります。

そういう意味では、いまのバリアとか立ち位置みたいなものを、どうやったら越えていけるのかということも非常に重要な観点かもしれませんし、そのときに、本当に、こういう協働という言葉がいいのかどうかということも含めて、いまいただいた論点も非常に大事な論点だなと思います。

だいたい、いままで今日与えられた時間の半分ぐらいが過ぎましたので、途中でですけど、傍聴席の皆さん方、いかがでしょうか。自由に発言いただければと思います。全部引き取れるかという、僕には、そんな甲斐性はないので、すみません、言わせっ放しになるかもしれませんが。

いろいろな活動をされている方もおられるのでしょうか。公務員の方もおられると思いますが、公務員の方も傍聴者Aという感じで結構だと思いますので、ぜひ忌憚のない発言をいただければと思います。

傍聴者S：

伺っていて感じたことですが、まず協働という言葉の捉え方ということと、モデル事業という一覧を見させていただいて感じたのが、これを、ぱっと見せられたときに、これは人ごとだと感じる人が多い内容だなと。

深尾座長：

それは、市民の方が。

傍聴者S：

それもそうですし、官の方もそうですし。基本的に、自分の都合の関係ない話をやっているところには積極的に参加したくはないですよね。それで文句が出るということなのかなと思っていて。

協働となると、基本的に人ごとだけど、お互い助け合いましょうみたいな話で、社会課題という言葉が出ましたけれども、社会課題というのは、官であれ民であれ全員、日本、あるいは滋賀で暮らしている人にとっては人ごとではない課題として明確に示されているべきだと思うんです。

おそらく必要なのは、社会課題の明示がまずあって、そこに、その人が官であること、民であること、あるいはNPOであることは、あくまで、それぞれ全部、手段でしかないという捉え方をすれば、それぞれが歯車となってかみ合う。これが、おそらく皆さんが求められている協働というかたちじゃないかなと感じました。

深尾座長：

ありがとうございました。いまのは非常に重要なご意見だと思います。僕も実は感じるんですけど、NPOを応援することが協働になっていると、新たな課題への対応ができないんですね。

だから、こういう課題があるし、まだNPOも取り組んでいないし、行政も遅れているんだけど、みんな、どうしようかなみたいな話を持ち寄れる。先ほど植西さんがおっしゃったような場も含めてですね。

いまは課題を可視化させる必要があるというご意見でしたが、そういうふうなことも含めて協働のラウンドテーブルの作り方もそうかもしれませんし、提案型の事業の在り方もそうかもしれませんが、課題をシェアできるような在り方というご提案、ご提起だと思います。ありがとうございました。ほかは、いかがですか。

傍聴者M：

ボランティア活動をしていて、行政とも協働を進めているんですけども、私が実際にやってきて感じていることは、多様な主体の協働と言われるんですけども、その中に一つ、行政が入るわけですが、私たちが社会の課題を解決するとき、多様な面から見たときに、行政の側が、どうしても一つのセクションになってしまっていて、そこでの協働を求めているというよりも、社会課題がこうある中で、部局横断ということが滋賀県にはたくさん、いろんな計画表に書いてあるんだけど、そこに多様な分野の行政側が入っていないところに、すごく問題点を感じて。

当然、その社会課題というのは、いろんな角度からすれば、ここの事業の、この部分、ここの事業体の、この部分、このセクションの、この部分を持ち寄ってできるところは、たくさんあるんですけども、その課題をしようとするときに、NPOは多様な主体も集まるんですけども、行政側の、いろいろな角度の人たちが欠けているなという部分と。

あと、先ほどもアンケートにあったように、職員さんの協働の意識にかなり差があるというのと、協働の位置付けというか評価自体を行政そのものがやる。例えば意識調査をしようと思うと、やっぱり協働の手法を採るといふことの意識付けという意味では、各部署の協働推進の部隊が設置されているぐらいでないと、行政の中に一つ、協働というところがあるのではなく各セクションに、それを意識する部分がなければ難しいと思います。

深尾座長：

ありがとうございます。これも非常に大事な指摘で、こういう議論を出されると、たぶん行政は、協働推進員を各セクションに置いていますという話になるんですが、それが何も動いていないことが問題で。

いまおっしゃったのも、行政というフレームの中でいくと、行政という主体は、もっと細分化した縦の構造を持っているという文脈でいくと、いろんな縦の中で横につながらなければいけないというところだと思うんです。

ですから窓口化で、ワンストップサービスで協働推進の窓口みたいなところがつなぎますという話から、どういうふうに、もう一歩出て、それぞれの部局が、もっと身を乗り出してくるような仕組みや仕掛けをつくれるか。

これは、そこだけ言うと幻想的なんですね。そんなことはあり得ないという話になってしまうんですが、そうではなくて、先ほどおっしゃった課題の可視化みたいのところからすると、そういう場が、どうつくれるかということと。

もう少し、そこを踏み込んで考えると、役所の人はいにくいんですが、議会との関係みたいなことも出て来ざるを得ないんでしょうね。だから、ある意味で、行政がというよりも、もう少し、いまみたいな場を議会と一緒に市民がつくっていけるかどうか。

今回は、たぶん、そこまで踏み込んだ議論は時間的にもできないと思いますが、そういう観点も、どこかで、われわれとしては意識しなければいけないのかもしれないかもしれません。何よりも多様な主体、要は、人ごとじゃなくて自分ごととしてという文脈。

同時に、これはNPOの方もあって思っています。NPOも、実は縦の構造に陥ってしまっているところがあって、私たちは福祉系ですみたいな話になってしまうので、そういうところをNPO側も横につながるとか、少しイデオロギー的なこだわりが強い部分を、どういうふうにもっと、この問題だったら一緒にやったらいいじゃないと思うんだけど、つまらんことで、けんかをしているんですね。そういうものを、どうやったら越えられるか。

これは、市民側の理屈からしたらよく分かるじゃないですか。それは、実は行政側も一

緒なので、行政も考えないといけないんだけど、NPO側も市民側も、そういうことを乗り越えていくためには、情報のシェアの仕方とか、課題意識をみんなが持つとか、離合集散できるかみたいなことは、仕組みのところの議論でアイデアがあれば、皆さん方も考えてきていただきたいです。

いまあるものを、こういうふうに変えれば、完璧なものではないにしても、いませつかく、こういうものがあるんだから、こういうふうアレンジして変えれば、そういうのに近づくという提案も、ぜひ次回以降にさせていただければと思います。ありがとうございました。

傍聴者の方々からも、かなり積極的な意見をいただけますので、なかなか素晴らしいと思います。

傍聴者N：

50 分間、事務局からの演説が続いて、その後の意見交換を1対1で、発言者に対して座長さんが答えるというやり方は行政会議手法のそのままかなと思って、その辺は改善していただけたらと思います。

失敗と言われた協働推進員をやっておりましたが、協働推進員の詳しい中身を今回ちっともお話しただけずに、われわれ推進員ができたこと、できなかったことを総括したにもかかわらず、この委員の皆さまに、そこを踏まえて議論していただくという姿勢がないところに憤りを感じています。以上です。

深尾座長：

ありがとうございます。もしデータがあるのであれば、出していただければと思います。

いまも含めて、われわれが考えなければいけない論点も出てきましたし、六つ提示をされていますが、いかがですか。いまの議論を踏まえて、もう少し項目を挙げた方がいいとか、ある程度、次回以降は、この項目に沿ってやっていかないと時間的にもたないところがあるので、次回はプレゼンテーションをベースにやり合いをしますが、いかがですか。そろそろ整理をしていきたいと思いますが。

坂下委員：

県域での協働に合うのかどうか、私には分からないんですけど、高島の方で25年度から円卓会議というのをしているんです。それが、先ほども言われたように、人ごとではない地域の課題の可視化というのが必要だと。

市民の方は、市民活動をされている方や、まったくそういったことはされていないけれど、市民として課題意識を持っておられる方などが集まって、その課題についての共有と、自分は何ができるのか。知恵を出し合って、どんなことが実際、具体的にできるのかというようなことを話し合う場を持ってきたんです。

その中に市役所の方にも、そういう担当課であったり、担当課が幾つかある場合もあるんですけど、そういうところに、市役所では、どういう取り組みをされているのか。それを聞いて市民としては何ができるのか、市民と一緒にできることは何なのかということも提示してもらおうと思ってお願いに行くんですけど、なかなか市役所の扉が固くて、出てきてもらうのに時間がかかる。

出てきていただけるようになって、お話の対応の場なんですけれど、市民側の成長も必要だと非常に感じる場面が出るんです。行政としては、こういうことに取り組んでいます、やっぱり市民の皆さんにも、こういうことでお力をいただきたいという発言と、それから市民側が今度は、市役所に、こうやってほしい、ああやってほしいという要望の部分が強く出る場面もあって。いやいや、ここは要望ではなくて、自分が何をできるのかを考える場なんですということを何度も意識していただくということを仕掛けないといけないんです。

そういう意味では、市民側の成長というところの、両方の成長なのかなという気はするんですけど、意識を変えていくという部分も必要なかなと感じながら。

深尾座長：

そうですね、意識変革のところですね。両方というキーワードが出てきましたね。行政だけじゃなくて。

秦委員：

坂下さんは、そういう市民と行政をつなぐような立場でやっておられるから両方がよく見えて、先ほどのお話にもありましたけど、市町村の場合は、かなり行政も横断的なかたちで議論をしやすいと思うんですけど、県の方でやっていくという話になったときに、行政の方は、やっぱり縦割りで仕事がきちんと決まっています。

それを横にどうつなぐかというときに、いまおっしゃったような仕組みとして、協働推進員とか、そういう中にいる行政マンが協働でつないでいくとか、外から阿部さんが入られたりしておられましたね。

協働というのは、全部がきちんと、こういうきれいな絵で協働になるようなのではなくて、時間をかけて、その中でプレーヤーが、こっちが頑張っているときもあるし、逆になっているときもあって、動いていって、その事業が、またどうなっているのかというのが、ほかの人が見ても分かるようなことができれば、ある程度、その成果を生かしていけると思うんです。

だから、やっぱり間に誰かがちゃんと見て評価をしていくというか、そういう役割も大事かなと感じます。

深尾座長：

そうですね。中間的人材みたいなことですね。

阿部委員：

昔、「ラウンドテーブルしが」というのをやっていた時期があつて。

深尾座長：

いつぐらいですか。

阿部委員：

さっきの研究会をやって、その後、幾つか取り組んだ事業の中にラウンドテーブルというのをやっていて、あのころ、4、5人が世話人みたいなかたちになって、市民にとって県は遠い存在なので、取りあえず話題提供をしてもらう課を決めて。

例えば教育委員会の学校教育課とか、道路課とか、まさに協働事業と遠いようなところも含めて話題提供をしてもらって、それに関心のあるNPO、個人でもいいんですけど、議論するようなことをやってきたことがあるんです。

2年ぐらいやったと思います。いったん、それで終わってしまいましたが、それは言いっ放しで、べつに結論を出す場でもないし、そこで課題を掘り下げていくみたいなイメージを持って、やっていたんですね。

県という存在の中に、ここで解決しようという社会的課題を本当に一緒にやれるのかどうかというのは非常に難しい時代になっているなという気がするんですね。だから、その辺を、どう捉えるのかというのが一つあるかなと思うんです。

いま福祉系のNPOの方にインタビューに回っていることがありまして、その中で、たぶん川村さんがやっているような事業もそうなんですけど、そういうのが広がってきた経過の中に、例えば小規模地域密着型多機能の、そういうのが滋賀県で広がっているのに、国の空間整備交付金ができるまでに県は独自のふれあいグループホーム、ふれあいデイサービスの補助金を持っていた施設整備、それとか、あったかホームづくりみたいなことをやったり、その、いわゆる市民がNPOを立ち上げたいとか何かに取り組みたいというときに、うまく、その芽をやってきたというのは、結果としてあるわけです。

障害福祉の分野は、滋賀は先進的なところで、無認可の共同作業所の補助金というのは、たぶん滋賀では手厚く、ずっとやられてきて、そういう意味では全国的にも、いまは全部法人化されていますけれども、無認可時代に、そういうことをやってきたというのもあって、かなり制度的に入っている。

それから、例えば障害者の生活支援というのは、信楽青年寮が始めたのを県がモデルにして、国の制度に上げた。取っていったというか。だから、先導的な動きを福祉の分野でしてきたということがあるんです。いま、そういうふうに滋賀が先につくる、そういうのが、たぶんモデル的。

どこかの部局の一つでいいので、そういうのを県から、こういうのをやりましょうかみたいな。僕は協働型の政策形成が必要だと思うので、そういうのもやって、何か一つできるといいなという気がします。

深尾座長：

今日的な、そういうモデルですよね。萌芽的な。

阿部委員：

そうです。もう一つ、企業さんとの関係で言うと、座長はたくさん企業ともNPOともやっておられて、うちも、いま平和堂財団と組んで環境助成の事務局をやらせてもらっているんですけど、ある意味、企業さんとNPOというのは組みやすい面があるんですね。

現実には、行政、企業、NPO、ほかの団体でもいいんですけど、まさに多様な主体間で組むというものが、なかなか見えづらいです。例えば行政と企業は組みにくい面も。ただ、いま災害協定なんかは、どこでもされているので、災害とかにすると、わりと企業さんと行政とが協定を結んでという話は分かりやすいんですけども、ほかの分野は、まだまだかなという気がして。

深尾座長：

それは、さっきおっしゃったことと関連するんですかね。ニュアンス的に。

植西委員：

私が、いま課題に思っているのは、ちょっと外れるかも分かりませんが、どうして滋賀県にJリーグのチームがないんだと。県民が、この指止まれで一つ止まれる何かというのが、滋賀県はなかなかないので。

Jリーガーの輩出は全国的にも高いけれども、Jリーグのチームは依然としてない。Jリーグができて20何年たつのに。これは何としてもつくりたいというようなことを滋賀県サッカー協会も思っていますし、われわれ経済界の人間も、特に滋賀銀行の人間としては思っています。

ちょうど、2024年の国体、あるいは2020年のオリンピックも控えて、そういう機運もあるので、滋賀県にJリーグのチームをつくることについては、まさに多様な主体が協働しないとできないと思っているんですけども、なかなか足並みがそろわないところなんです。

深尾座長：

それは、なぜ足並みがそろわないんですか。

植西委員：

何でしょうね。これは私が感じているところで、個人的な感想になってしまいますけど、これはべつに県の批判ではないんだけど、どうも何か、私たちが一緒にやりましょうと申し上げ、もちろん一緒にやりましょうということで、県の富永理事さんにも賛同を得ているのですけど。

いまのバスケットのbjリーグの体育館の話にしても、そうなんですけど、たぶん、先にお金を出してくれみたいなことをわれわれ民間の方が、あるいは市民の方が、ねだりに行っているみたいに思われ、そこを警戒されるのかなというふうに思うんです。

そうではなくて、滋賀県という信用がついて初めて民間の企業も、じゃあ、スポンサーになりましょうという話になるので、そこは、あまり心配しないでいただきたいと思っています。

深尾座長：

よく分かりました。そういう意味では同じようなことがありますね。予算が付かないからと最初に防護を張られるみたいな話で、いろんな課題に置き換えれば、いまの話は通じる話だと思います。ありがとうございました。

さっきの話にもありましたけど、コミュニケーションとしての協働というか、そういうのは、いまの話とつながると思います。ほかに、いかがですか。

浅野委員：

最近、思うんですけど、行政の方が考えていらっしゃる新しい公共というのは、いままで公共と呼んでいたものを、どうお願いを、嫌な言い方をすると下請け、創造的な下請けということなんですけど、でもそれだと、私たちが提起するような新しい公共について協働するような場所がないような気がするんです。

例えば、うちのNPOでやっているような人道支援であるとか、そういった国際的な取り組みについて何らかしように思ったときに、じゃあ、県民に利益があるのかという話ですよね。

だいたい新しい公共のモデル事業に挙がってくるのは、いかに県民に公的な利益があつて、県税なので当たり前と言われれば当たり前かもしれませんが、県税を有効に県民のために活用しましょうという話なんです。

NPOをやっている面からすると、NPOが提起している公共は、それだけに留まらない話であつて、それを行政と一緒に、これからどうやって協働が可能なのかどうか、そのものも、これから新しい公共をどうやってつくっていくのという概念的な話になるかもしれないんですが、やっぱり、その辺も込みで話ができればと思っています。

深尾座長

そうですね。広い意味でいくと、支援社会との接続の仕方だと思うんです。全ての事業を行政が引き取れるわけでもないし、じゃあ、そういうものを、どういうふうに社会全体で支えていくかということの関係でいくと、いまおっしゃった下請けというか置き換えですね。行政がやっていることを、どうしていくということだけじゃないところが、もやもやするところですね。ありがとうございます。非常に大事な論点です。

阿部委員：

具体的なことで一つ。浅野さんのところはそうなんだけど、指定管理を考えて、10年前に議論して、行政処分に協働なんてあり得ないと言った県の職員がいるんですけど、これは形式は行政処分ですが、非常に契約に近いかたちの行政処分だというふうに言われているんですね、法律上は。

個々の公の施設の話は非常に大きなウエート、さっきの県の課題にも挙がっていたと思うんですけど、もうちょっと指定管理を協働という視点で捉えて、それは、だからNPOがやるとか企業がやるとか、それは全然関係なく、そこの視点を、もう少し出していった方がいいかなと。

この中で、どう扱えるかは、ちょっと分からないんですけど、少し考えた方がいいかなという気がしています。

深尾座長：

ありがとうございます。そういう意味でいくと、ほかの手法的なものもそうですね。PFIみたいなものを、どういうふうにローカライズしたかたちで位置付けるかみたいな話もそうですね。

いままで協働として位置付かなかったような、いまみたいな指定管理もそうですけど、いろんな民間の資金や民間の力を活用してやっていくみたいなものを、どうローカライズするかということが大事なような気はしますね。

論点としては、かなり出てきていますが、ほかはいかがですか。議論する中で、もう少し膨らませたいということはあると思いますが、これが1年間ぐらいかけて議論できるんだったらいいんですけど、研究会としては結構お尻を切られているので、少し議論の仕方は考えなければいけないかなとは思っています。

阿部委員：

先ほど協働推進員の話が出ましたけど、その内部体制。昔の協働推進本部は、いまもあるんですか。

事務局（寺本）：

ないですね。

阿部委員：

いつなくなったのかは分かりませんが、そういった経過も資料として示していただけるといいかなと思います。それは、必要ないということでなくなったのでしょうか。

深尾座長：

それは、いつなくなったとか。

事務局（寺本）：

たしか平成23年で移管したときに、行革で受けることになったときに、行革の調整会議というものがあるので、そちらで取り扱うということになって、そのときになくなったと認識しています。中身については、もうちょっと調べさせていただきたいと思います。

深尾座長：

検討課題3に「意識改革や協働を推進するための協働推進体制（人事交流を含む。）を検討する」と書いてありますが、もうちょっと踏み込んだ話があってもいいかもしれません。

そこら辺のアイデアを出していただきたいと思いますし、現状をどう踏まえるかということは、かなり大事だと思うので、あるものはぜひ出していただければと思います。

ほかは、いかがですか。傍聴の皆さん方も、ぜひ。

傍聴者N：

新たな論点が幾つ挙がったのか分からないので、最後に整理していただけるとありがたいです。

深尾座長：

はい。ほかは、いかがでしょうか。

傍聴者T：

新しい公共事業に関わった者として少し発言させていただきたいんですけども、あまりうまくいかなかったという評価が多いんですが、関わっていた者として個人的な反省としては、事前のニーズ把握なり、本当にやりたいことの把握ができていなかったというのが一番大きいと思っています。

その結果、課題設定がいいかげんであったり、NPOの方々に丸投げしてしまって、やっていただいただけということになってしまったのが一番の反省点です。

新しい公共で比較的成功というか、長く続いている事業の傾向として、女性が中心的に活動されているという印象を受けました。それはなぜかなというのを考えてみた場合に、

やっぱり肌感覚的にニーズ把握を、地道に活動されていてニーズ把握を的確にされていたんだろうなということを思っています。

以前、深尾先生とお話をさせていただいたときに、すごく印象的だったのが、民間がやっておられる事業も、ボランティア的な活動も本質は一緒で、やっぱり困りごとを解決するためにやっている。それが最初のスタートで、それを企業さんがやるか、行政がやるか、NPOがやるかは手法の違いだけで原点は一緒だということは、すごく刺激を受けました。

ですので、やっぱり一番大事な視点というのは、本当に求められているものは何なのかということ、いかに効率よく把握するかというのが原点ではないかと思いますので、そういう視点を盛り込んでいただけるとありがたいと思っております。以上です。

浅野委員：

テーマを提起していただいたので、ちょっと述べさせていただきたいんですが、女性の社会参画の場としてNPOが期待されているというのは、私は、ちょっと釈然としないんです。

例えば、結婚するときには男性のスタッフが寿退職と言われるNPO社会で、本当に、それでいいのか。結局、女性が一人で自立をしてやっていくとき、あるいは、NPOのスタッフの方が結婚されていて離婚した。じゃあ復帰と言われても。要するに、いままで企業と同じようにM字型と言われるものの中で、パートでできる人だけがNPOにいる。

そのNPOが、だから素晴らしいんだという議論になっては、まったくこれは女性の社会進出にも何もなっていないんですね。この資料をそのように使われては、私たちは困るんです。それも込みで話をさせていただきたい。

深尾座長：

ありがとうございます。これも重要ですね。安いから女性向きだという話に見えるところがあるということですので、そこら辺を、どう超えていこうかと頑張っている人たちからすると違和感がある。私も違和感を持ちましたけど、そういうことだと思います。ありがとうございました。

論点を完全に拾いきれているわけではないかもしれませんが、少し私の方で整理したいと思います。この6項目に加えてということですが、一つは、そもそもの協働像みたいなものを、きちんと議論しなければいけないということだと思います。何をもちょう協働と言うのかということだと思います。

これまでの協働と、これからの協働は、今日の議論を通じてみると、やはり皆さんが持っているイメージは違うというか、越えていきたいものがあるということは明確になりましたので、その手法に陥ることなく、新たな、そもそもの協働。

何のために協働するのかということもそうだし、協働の哲学みたいなものや、協働像み

たいなものは議論が必要なのだらうと思います。それは、どちらかという、検討課題1の前に、そういうものの姿がないと、協働する事業がないみたいなどころへつながるといふことかと思いました。

課題を設定していただいたものに抜けているものとして、あと一つは、課題把握の文脈もそうですが、場の問題だと思います。コミュニケーションの問題も、そこに含んでいいのかなというふうに思いますが。

課題把握をしたり、共有をしたり、シェアをしたりしながら協働を組み立てたり、協働が見えたり、協働に参加できたりするような場が、かなり閉鎖的なのではないかというのは、先ほどの1対1の指摘もそうですが、そういうところが見えないというご提起もありました。

それは、横につながっていきたいのに、役所も縦でしかないというようなこと。市民もそうだという意見もありました。そういう意味では、課題を見えるようにする場、コミュニケーション、課題把握ということにくられるようなものがあるのではないかということでは思いました。

あと一つは、新たな手法とかシステムみたいな問題も、やはり先ほどの指定管理とかPFIとか、議会の問題とか、そういう協働を支えるガバナンスとしての問題や、行政手法としての問題の開発みたいなものも一定あるであらうということはあるかもしれません。このところも、どこまで踏み込めるかは分かりませんが、課題としては提起されていたらうと。これが3番目の点です。

4番目は、成果をどういうふうに測っていくかということがあるし、それは、先ほどの協働像との関係で、いま本質的には協働事業ではないものも含めて、一緒にやったというだけで協働事業になっているということも含めて、そこを超えていったときに、どういうふうに成果として出すか。

それは、浅野さんが指摘されたような、持続可能性をどういうふうに担保していくかということにもつながっていく話だし、6番のお金の流れを考えると、そういったことを、どういうふうに社会的にコンセンサスを取っていくかということ。これは行政事業自体も、そうかもしれません。そういう文脈での成果の測り方や、社会的な共有の仕方というのは出てきたと思います。

5番目は、やっぱり県としての立ち位置みたいなことを、市町との関係でいくと、どういうふうに考えるのか。県として協働推進という文脈は課題が見えづらいつか、住民から遠いという意見が出されたように、県として、どういうふうな役割を、特に、この協働推進という文脈で担っていくのかということがあるかなというふうに思います。

もう一回、事務局の方で議事録を整理していただく中で、議論の柱としては整理していただければと思いますが、いま何か抜けている点とか、委員の皆さん方でもありますか。検討項目に重なる部分もありますが、いまの6点に加えて、5点プラスアルファぐらいのところ、次回以降、議論ができればと思っております。

次回以降は、先ほどもお願い申し上げましたように、今日皆さん方と共有した課題意識をベースに、それぞれ皆さん方の方で少しまとまったプレゼンテーションを前半3人の方にしていただきたいと思います。それをベースに議論をしながら、ここに肉付けをしていくというかたちでできればと思います。

今回は、体系的な議論というよりは、出していただいた論点で自由に言い合うということをしてながら、事務局の方で、まとめとして拾ってもらおうというスタイルになると思います。

そういう進め方で、次回と次々回は進めていかざるを得ないかなと思っていますので、今日の議論を踏まえたプレゼンテーションをお願いできればと思っています。

貴重な意見をありがとうございました。

その他ということで、事務局から何かありましたらお願いします。

事務局（中村）：

ありがとうございました。その他ということで、次回の研究会は8月4日を予定しております。また、第3回の研究会は8月31日を予定しております。開催の時間については、委員の皆様でご相談いただいて決めたいと思いますがご都合いかがでしょうか。

8月4日は午後の時間帯と夜間の時間帯と考えております。第3回の8月31日は午前の時間帯、午後の時間帯、夜間の時間帯のいずれも会議室の準備はできますがいかがでしょうか。

深尾座長：

いかがでしょうか。

阿部委員：

夜しかダメだということでしょうか。

深尾座長：

はい、4日は夜の方がありがたい。31日はどちらでも。4日夜がダメな方がおられたら調整しますが。

植西委員：

最初から出張が入ってまして、夜は都合が悪いので代理の者を予定してます。

阿部委員：

ほか、遠い二人の方はいかがですか。昼間の方がいいのでは。

深尾座長：

31日は昼間にしましょうか。昼間って何時ですか。出やすい時間。午後一。

坂下委員：

31日はどの時間でも。14時ぐらい。

深尾座長：

31日は14時にしましょうか。

たとえば、31日2時間の約束あるのでしょうか。1時間は伸びないと思うけど、ちょっとプレゼンもしてもらって、議論の時間をとると、2時間は厳しいので。14時—17時ぐらいで予定してもらえると助かるかなと。はじめから延びることを前提にするのはどうかと思います。場所は。

事務局（中村）：

31日はこの会議室の隣の5-Aという会議室が用意できます。4日は夜にしましょうか。4日ですと、今日と同じ5-B会議室です。

事務局（寺本）：

それでは、次回は4日の19時から21時、31日は14時から17時ということで。開催の案内については、また送らせていただきます。

深尾座長：

スケジュールを確認いただけたと思います。それでは本日の議事は終了させていただきます。それでは、次回プレゼンの方よろしくお願ひします。楽しみにしています。

ありがとうございました。

（拍手）